

統合校の校名の選定・決定方法（案）

R3. 4. 26 再編委員会

1 選定、決定に向けての考え方

- ・町総合計画の基本理念「暮らし続けられるまちを“あなた”とつくる」を踏まえ、児童、保護者（地域住民）の参画を基にした検討を進める。
- ・可能な限り、早期に決定する必要がある。

2 校名候補案の「選定方法」について

（1案）校名案を、大井・師崎小学校の児童、保護者、師崎地区住民等から募り、再編委員会において校名候補を複数決定する。

（2案）各委員が選出母体の校名案をまとめ、それを再編委員会で協議し、校名候補を複数決定する。

※1案・2案における、校名案募集についての検討事項

ア 校名の方向性

- （A案）方向性や制限を設けず、自由なアイデアを募集する。
- （B案）例えば「〇〇を反映したもの」など、方向性を指定し、アイデアを募集する。 ※地名、地区の風物

イ 募集の対象

- 両小学校の児童、保護者
- 大井保育所の園児、保護者
- 師崎中学校の生徒、保護者
- 師崎地区（大字 大井、片名、師崎）の住民
- 南知多町民 他 ※町HPを通じて募集

ウ 応募用紙の内容

「校名選定・決定についての考え方（説明）」「応募者氏名、所属（記入欄）」「校名案（記入欄）」「その校名がよいと思う理由（記入欄）」「集約後の決定までの流れ（説明）」

エ 応募用紙の配付、集約方法

- （1）両小学校児童には学校で応募用紙を配付 …… 学校で回収
- （2）役場、サービスセンターで応募用紙に記入、回収
- （3）町HPに応募用紙を掲載
……①応募者が印刷して紙媒体に記入 → 役場、サービスセンターで回収
②メールに添付して学校教育課アドレスに送信

3 校名候補の「決定方法」について

(1案) (投票等は実施せず) 再編委員会で協議し、1つの校名候補を決定する。

・5月再編委員会にて「選定」→ 選出母体で意見集約? →6月再編委員会にて「決定」

(2案) 複数候補案から「児童」、「園児(師崎地区世帯)」の投票により、1つの校名候補を決定する。

(3案) 複数候補案から「児童」、「園児(師崎地区世帯)」の投票を行い、投票結果を基に再編委員会にて協議し、1つの校名候補を決定する。

・5月再編委員会にて「選定」→ 投票実施 →6月再編委員会にて「決定」

4 校名の決定について

再編委員会にて決定した校名候補について、教育委員会で議決(承認)後、町議会に上程、議会の議決(学校設置条例)をもって最終決定となる。

5 校名決定までの流れ

4月 第1回再編委員会 校名の選定・決定方法(案)の決定

↓ ←この間に、

- ①募集啓発
- ②応募用紙作成
- ③応募用紙配付・回収・集約

5月 第2回再編委員会 複数の校名候補案を「選定」

↓

- 再編委員が選出母体から意見集約(?)
- or○決定のための投票(?)
- ・用紙作成・配付・回収・集約

6月 第3回再編委員会 校名候補の「決定」

↓

6月 or 7月 定例教育委員会 校名候補の承認

↓

町議会にて議決 校名が正式に決定